

番 号	16請願第14号 (即 決)
受理年月日	平成16年9月6日
件 名	教育基本法の改悪反対の意見書提出に関することについて
提 出 者	小池 裕敏
紹 介 議 員	嶋崎 英治、大城 美幸、杉本 英騎
要 旨	
〔請願要旨〕	
<p>政府は「教育改革」と称して、教育基本法「改正」を目指している。「教育の荒廃は教育基本法にあり、それを是正するための改正」という旨を理由としている。「国を愛する心」、「宗教心の涵養」などを盛り込むとともに、国が「計画」を策定する、というのが、「改正」の骨格である。</p> <p>しかし、「改正」などしなくても、前文には「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」が盛り込まれている。また第1条では「教育の目的」として、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とうたわれており、「教育改革」や「教育の荒廃」の理由となるようなことは、みじんもない。</p> <p>「教育の荒廃」の原因は、成績をランクづけして公表し、あるいは、いじめ・体罰の防止に積極的に取り組んでこなかった、教育行政の側にある。</p> <p>そして法律によって、子どもたちの心情に不当に介入し、国が「計画」を定めて地方自治体を不当に統制することは、思想、信条の自由や良心の自由を踏みにじり、「地方自治の本旨」に反するものである。そしてこれを許せば、国に物言えぬ国民がふえ、再び戦争への道を踏み出すことが、さまざまな分野の識者や、多くの国民から危惧されている。このような教育基本法の改悪の動きを、断じて許すわけにはいかない。</p> <p>よって、三鷹市議会として地方自治法第99条の意見書を、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出する</p>	

ことを求めるものである。

〔 請願事項 〕

三鷹市議会として、国に対して上記の趣旨の意見書を提出すること。